

公 告

「災害時における河川災害緊急対策業務（工事）に関する協定」の公募について

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札はおこないません。

平成30年2月9日

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所長
八 尋 裕

記

1. 協定の概要

(1) 名称 「災害時における河川災害緊急対策業務（工事）に関する協定」

(2) 協定の目的

国土交通省常陸河川国道事務所（以下「事務所」という。）が管理する河川管理施設等において、災害の発生のおそれがある場合及び災害の緊急対策の必要性が生じた場合に、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧を目的とします。

(3) 協定内容 協定書及び協定実施区間は下記のとおり

- ・協定書 別冊のとおり
- ・協定区間 別紙の事務所管内 一級河川久慈川水系、一級河川那珂川水系

(4) 期 間 平成30年4月1日から平成33年^{※1}3月31日

(5) そ の 他 本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札方式において、「企業の信頼性・社会性」における「地域への貢献（災害協定等）」として評価されます。

※1 平成33年は西暦2021年を指します。以下、同様とします。

2. 応募資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事又は維持修繕工事のいずれかに認定されている者であること。（（会社更生法（平成14年法律第154号）に

基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定をうけていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 上記(2)の「一般土木工事又は維持修繕工事」に認定されているもののうち、下記の協定締結予定区間の近隣市町村に建設業法に基づく本店、支店、営業所のいずれかを有すること。

なお、下記の近隣市町村に有している本店、支店又は営業所毎に個別で本協定に申請することが出来るものとするが、その場合でも①から⑤までの同一区間への申請は認めないものとする。

「協定締結予定区間」及び「近隣市町村」

①久慈川下流出張所管理区間

(久慈川：河口～12.0k、里川：久慈川合流点～9.5k)

茨城県

日立市、那珂郡東海村、常陸太田市、那珂市、常陸大宮市、東茨城郡城里町、ひたちなか市、水戸市、東茨城郡大洗町

②久慈川上流出張所管理区間

(久慈川：12.0k～31.0k、山田川：久慈川合流点～12.0k、玉川：久慈川合流点～1.8k)

茨城県

常陸太田市、那珂市、常陸大宮市、日立市、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、ひたちなか市、水戸市、久慈郡大子町

③水戸出張所管理区間

(那珂川：河口～19.0k、湊沼川：那珂川合流点～8.0k、桜川：那珂川合流点～5.2k)

茨城県

水戸市、ひたちなか市、常陸太田市、常陸大宮市、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、那珂市、東茨城郡大洗町、笠間市、東茨城郡茨城町、小美玉市、鉾田市

④那珂出張所管理区間

(那珂川本川：19.0k～46.5k、藤井川：那珂川合流点～1.8k)

茨城県

水戸市、那珂市、常陸大宮市、東茨城郡城里町、ひたちなか市、常陸太田市、那珂郡東海村、東茨城郡大洗町、笠間市、東茨城郡茨城町

⑤那珂川上流出張所管理区間

(那珂川：46.5k～85.5k)

栃木県

芳賀郡茂木町、那須烏山市、那須郡那珂川町、大田原市、矢板市、さくら市、塩谷郡高根沢町、芳賀町、芳賀郡市貝町、芳賀郡益子町

- (5) 平成14年4月1日以降に、関東地方整備局管内で、元請けとして完成・引渡し

が完了した河川工事の施工実績（５百万円以上）を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。）

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する留意事項

- (1) 技術資料の作成は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 本店、支店、営業所の所在地	①本店、支店、営業所を協定締結予定区間の近隣市町村に有していること。 ②記載様式は別紙－１とする。
2) 河川工事の施工実績 ※施工実績が無い場合は協定を締結しない。	①平成14年4月1日以降に、関東地方整備局管内で、元請けとして完成・引渡し完了した河川工事の施工実績（５百万円以上）を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。）のうち代表的なものを1件記載する。なお、可能な限り国土交通省発注工事（成績65点未満のものを除く）から選定すること。なおここでいう河川とは、1級河川、2級河川、準用河川とする。 ②工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他工事概要を記載すること。 ③記載様式は様式－５とする。 ④施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。）。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、CORINSの写しを提出することで替えることができる。
3) 緊急対策対応区間の希望理由	①協定締結の実施希望する出張所管理区間（複数可とし希望順位をつける）を記載すること。 ②実施希望区間は別図のとおりとする。 ③緊急時の拠点から希望する区間までの距離（最短距離）を記載すること。 ※最短距離は、拠点から最短となる箇所までの実際の車両による移動距離とすること。 ④拠点は本店、支店、営業所のうちいずれか1箇所とするが、希望する区間が複数の場合はそれぞれ拠点が異なってもよい。

<p>4) 出勤要請時の人員配置</p> <p>※動員の体制が不明確な場合は協定を締結しない。</p> <p>※締結時に緊急時の優先連絡先の提出を求める。</p>	<p>⑤希望区間の選定理由を様式-6に記載する。</p> <p>①出勤要請時に、動員可能な技術者（土木施工管理技士の資格を保有し監督できる者）、作業員、オペレータの人員の状況を記載すること。</p> <p>②記載様式は様式-2とする。</p> <p>※作業員及びオペレータ人員は、自社及び協力会社により手配可能人員数とするが、協定期間中に早急な要請の必要が生じ、他の重複協定により人員がさかれた場合においても確保が可能な最低確保人員数についても記載すること。なお、オペレータと作業員が兼務する場合は、重複して計上してよいが、その際は合計で2人以上確保すること。</p> <p>※協力会社の職員を登録する場合は、貴社と協力会社の関係を証明できる書類の写しを添付すること。</p>
<p>5) 出勤要請時の確保可能な建設機械の状況</p>	<p>①出勤要請時に確保可能な建設機械の手配状況を記載すること。</p> <p>②対象とする機械は、移動式クレーン（4.9t 吊り以上）、バックホウ（0.45m³ 以上）、トラック（2t 以上、ダンプトラックを含む）とする。なお、バックホウ（0.45m³ 以上）・トラック（2t 以上、ダンプトラックを含む）を確保できない場合は協定を締結しない。</p> <p>③記載内容は、建設機械毎に名称、規格、数量、所有者（自社・協力会社・リースの別）保管場所の住所を記入すること。また他機関と要請が重なった場合でも、確実に確保できるものを記載するとともに、その建設機械の車検証、統一譲渡証明書、リース契約書等の使用者が確認できる書類の写しを添付すること。</p> <p>④記載様式は様式-3とする。</p> <p>※協定期間中、継続的に確保できるものに限る。</p>
<p>6) 災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況</p>	<p>①平成30年1月1日時点における行政機関との協定について全て記載すること。</p> <p>※平成30年1月1日時点で申請している協定についても記載すること。</p> <p>※ここで言う行政機関とは、関東地方整備局、整備局内の事務所、他の国の機関、独立行政法人、県、市町村、公益法人を言う。</p> <p>②複数締結している場合は、出勤要請が重なった場合における、常陸河川国道への体制を記載すること。</p>

	<p>③記載様式は様式－４とする。</p> <p>④記載したものの協定書又は契約書の写しを提出すること。ただし、加盟する組合等の名称で協定又は契約を行っている場合は、行政機関と組合等の協定書又は契約書の写し及び組合等との関係を示す書類（加盟証明書、指示書等）の写しを提出すること。</p>
7) 協定又は契約に基づく災害活動等の実績の有無	<p>①平成25年4月1日以降に、行政機関との間において、締結した災害協定又は契約に基づく災害復旧工事等の契約（実績）があれば記載すること。</p> <p>※行政機関と直接、災害協定を締結している場合は協定書の写し、間接的な場合は災害協定書の写し及び協定者の証明書を添付すること。</p> <p>※災害時に出勤した実績となる工事の契約書を添付すること。</p> <p>②複数の行政機関と契約している場合には、代表1件を記載する。なお代表1件については、当事務所、関東地方整備局及び他の事務所、他の国の機関、県、市町村、その他法人等の順のうち、最も上位のものを記載すること。</p> <p>③記載様式は様式－４とする。</p> <p>④記載した契約等の内容等が確認できる契約書、仕様書、数量表、指示書等の写しを提出すること。</p>
8) 災害時の基礎的事業継続の認定状況	<p>①技術資料の提出期限日における、関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力の認定の有無を掲載すること。</p> <p>②記載様式は様式－７とする。</p> <p>③認定がある場合は、認定書の写しを必ず添付すること。</p>

(2) 技術資料の提出

- 1) 様式を国土交通省常陸河川国道事務所のホームページ（※）からよりダウンロードにより、入手すること。

※HPアドレス <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/index.htm>

- 2) 技術資料は次に記載する受付期間及び受付場所に持参又は郵送（書留郵便等配達確認ができるもので受付期間の消印有効）すること。

- ・受付期間：平成30年2月9日(金)から平成30年3月5日(月)迄の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分までとする。
- ・受付場所：関東地方整備局 常陸河川国道事務所 河川管理課

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2

TEL029-240-4071

FAX029-240-4087

(担当：河川管理課 河川維持係)

3) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。

(頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇)

4) 提出資料と合わせて、資料のデータを電子媒体(CD、DVDのいずれか)で提出すること。尚、様式1～7については、1)でダウンロードしたエクセルファイルに入力した状態のもので、図面や証明書類等の添付資料はPDFファイルで提出すること。

4. 協定締結に関する事項

(1) 協定締結の方法

1) 協定は、提出された技術資料を基に、技術審査の各項目を総合的に判断し、締結するものである。なお、技術資料に欠落がある場合は、協定締結の対象外となる場合がある。

(技術審査項目)

①所在地

②河川工事の施工実績

③出勤要請時の人員配置

④出勤要請時に確保可能な建設機械

2) 担当工区は、技術資料を参考のうえ決定する。なお、必要に応じて資料等のヒアリングを実施する。

3) 技術資料の評価方法

評価項目	評価基準		評価点
①所在地 ※本店、支店、営業所のいずれかを、協定締結予定区間の近隣市町村に有していること。	近隣市町村でない。		欠格
②河川工事の施工実績	実績無し		欠格
③出勤要請時の人員配置 (最低確保人員で評価)	技術者	配置できない	欠格
	作業員	配置できない	欠格
	オペレータ	配置できない	欠格
④出勤要請時に確保可能な建設機械	バックホウ(0.45m ³ 以上)	なし	欠格
	トラック2t車以上、 (ダンプトラックも含む)	なし	欠格

5. 非締結に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定を締結しなかった者に対しては、締結しなかった理由(非締結理由)を書面をもって、常陸河川国道事務所長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を含まない。)以内に書面により、常陸河川国道事務所長に対して、非締結理由の説明を求めることができる。
- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - ・ 受付場所：関東地方整備局 常陸河川国道事務所 河川管理課
〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2
TEL 029-240-4071
FAX 029-240-4087
(担当：河川管理課 河川維持係)
 - ・ 受付時間：土、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。
- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) (2)の非締結理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

6. 留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、協定締結技術審査以外の目的で、提出者に無断で使用しない。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (4) 本公募により協定締結を行う者の常陸河川国道事務所「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の優先順位は、2.(4)協定締結予定区間毎に希望のあった者の中で、3.(1)提出資料のうち、緊急時の拠点对応を要する区間に近い順とする。なお、拠点からの距離が同じ場合は3.(1)4)出動要請時の人員配置、5)出動要請時の確保可能な建設機械の状況、6)、7)、8)等により総合的に判断する。
- (5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え再提出は認めない。
- (6) 提出された技術資料は返却しない。
- (7) 様式を含む本資料は、技術資料作成以外の目的で使用しない。
- (8) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況、資料の内容等の問い合わせに応じない。なお、問い合わせ先は次の

とおりとする。

関東地方整備局 常陸河川国道事務所 河川管理課

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2

TEL 029-240-4071

FAX 029-240-4087

(担当：河川管理課 河川維持係)